

## 平成30年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○7番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

まず初めに、このたびの台風によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

たび重なる自然災害にさらされると、一体どのようにこの猛威にあらがえばよいのだろうかと思ひ、ため息をつくばかりでございます。とはいえ、何が起きようとも被害を最小限に抑えられるように知恵を出し合って前に進んでいくしかないのかなと思いつつ質問に入らせていただきます。

今回、私は持続可能なまちづくりのためには自助・共助・公助の強化が重要であるという考えから、中項目2点に分けて質問させていただきます。

初めに、中項目1点目、防災・減災の視点から考える強化について。

昨年8月、私たち会派公明党では、陸前高田市と気仙沼市を視察してまいりました。東日本大震災の起きた平成23年の7月に岩手県宮古市を訪れて以来、6年ぶりの東北訪問でした。震災の傷跡とともに復興のつち音を感じることができたその視察の中で、私が特に心に残った言葉がございます。それは陸前高田市の職員の方が言われた「自助・共助・公助を活かすには、それぞれがそれぞれの立場でしかできないことをきちんとやるのが大事、そして、行動する意味、なぜそうすることが大事なかがわからなければ、実際にはなかなか動けないものです」という言葉です。今回の中項目である防災・減災の視点から、自助・共助・公助の強化を目指す目的は何か。それは大規模地震が起きても死者を出さないこと、そして、逃げ遅れを出さないということです。

くしくも今月の広報きさらづの防災特集の中で、木更津市機能別消防団女性部の部長としても活動しておられます危機管理アドバイザーの国崎信江さんが、死者ゼロを目指して地域の防災力を高めたいとおっしゃっています。国崎さんには、6月23日の赤十字奉仕団の集いや7月22日に開催されたオーガニックシティセミナー第1弾防災編の講演の中でも、数々の災害現場での経験をもとにしたアドバイスをいただきました。

そこで、今回の質問は、こうしたさまざまなアドバイスを踏まえながら、いずれ起きるであろうではなく、必ず起きる大地震に私たちができる準備を一步でも進めたいという思いで質問いたします。

まず、1点目は、ローリングストック法など家庭でできる災害対策の啓発についてです。

防災・減災の視点では、自助の強化、すなわち、人任せではなく一人ひとりが自分のできることを精いっぱい取り組むことが最も重要であると言われております。そこで、市としても、より多くの市民が取り組みやすい対策を啓発・普及していく必要があると思っております。例えば非常食をわざわざ購入しなくても、ふだん利用している食品を多目にストックして、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食が備蓄されているというまさにその名のとおり食べ回しながら備蓄するローリングストック法は、広く普及すべきではないでしょうか。そのほかにも簡易トイレの作り方や家財道具の飛び出し防止策の重要性など、家庭における防災力の強化についてはやるべきことはたくさんあります。今後持続可能なまちづくりを目指す木更津市として、市民への災害対策の啓発をどのように進めていくのかお聞かせください。

次に、市内全域を対象としたシェイクアウト訓練の実施について伺います。

私はこれまで3回ほど、議会で一斉行動訓練としてのシェイクアウト訓練について提案してまいり

ました。そもそもシェイクアウト訓練は2008年にアメリカで考案された地震災害のための訓練方法で、一斉に参加者全員が机の下に隠れるなど身の安全を図る行動をとることにより、自宅や会社などの日頃の防災対策を確認するきっかけづくりとする訓練です。日本シェイクアウト提国会議が提唱しているもので、参加者は事前にインターネットなどで登録し、指定された開催日時に自主的に訓練を行います。神奈川県や北海道など道府県単位の実施もあり、千葉県内では千葉市のほか館山市や船橋市、その他いろいろな市が取り組んでいます。事前の登録団体や企業名がホームページにも掲載されており、2018年の登録者数は全国で339万5,201名になっているとのこと

です。私は大規模災害への市民の意識の向上や地域での非常事態の共通認識と初動確認の機会としても、誰もが今いる場所、例えば職場やまちなか、家庭などです。その場所で取り組めるシェイクアウト訓練を市内全域で行うことが望ましいと考えています。本市では、平成28年度や昨年度の市の防災訓練において、会場となった避難所の参加者がシェイクアウトの行動を取り入れたことは認識しております。そして、このたび、広報きさらづ9月号に来月の防災訓練のお知らせ欄にシェイクアウト訓練について若干記載されていますが、一斉行動訓練としてのシェイクアウト訓練の実施について市の考えをお伺いします。

3点目は、災害時要配慮者対策の推進について。

大規模災害が発生し、不自由な避難生活を余儀なくされたとき、高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児などは心配な状況に陥りがちです。こうした災害時要配慮者対策には、主に避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の整備、物資の備蓄、避難所内の生活支援などがあると思いますが、要配慮者が持つ支障は多種多様であり、災害の局面や時期によって必要とする支援の内容が異なる中、本市における対策の進捗状況をお聞かせください。

4点目として、避難所開設キットの導入を提案いたします。

本年3月に市の避難所運営マニュアルが作成され、現在地域ごとの作成が進められております。このマニュアルに基づいて実際の発災時により円滑な避難所運営を行うためには、地域の誰が中心者になっても進められるように、避難所開設キットを準備する必要があると思います。ファーストミッションボックスというタイプでテレビなどで紹介されたものもございしますが、自治体独自で基本のグッズを用意して各避難所に配付しているところもあります。そこで、本市でも全ての避難所にわかりやすい指示書としての解説キットを設置するように進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

5点目は、職員参集訓練の実施について。

自助・共助がどんなに強化されても、公助の強化が不可欠であることは言うまでもありません。大規模災害であれば職員も被災するわけですから、全員が職務に当たれるとは限らない中、いかにして復興を早めるかは発災時の初動が重要です。その意味で職員の参集訓練は可能な限り実施すべきと考え、過去にも質問してまいりました。昨年3月議会では、休日や夜間などに大規模災害が発生した場合の職員の初動体制として、地域防災計画の中で勤務時間外の初動体制を定めており、このようなことからペットの同行避難訓練と同様に、防災訓練実施に合わせ職員参集訓練を実施してまいりたいとのご答弁をいただきました。その後の進展についてお聞かせください。

続きまして、中項目2点目は、合理的配慮の視点で考える強化について。

障害者差別解消法が対象とする障がい者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないとしており、さまざまな社会障壁によって障がいもたらされている方も合理的配慮の対象であると捉えています。つまり、医師の診断や障害者手帳がないから配慮は必要ないということでもなく、同じ診断や手帳のある人には一律に同じ配慮をすればよいというものでもありません。合理的配慮は、障がいのある人もない人も誰もが幸福を追求する平等な権利を持つという前提のもと、障がいのある人が過ごす上での困り事を解消し、障がいのない人と同様に社会活動に参加できるように必要な場面で適切なサポートを行うという考え方と実践です。この合理的配慮の実践とその蓄積は、誰もが暮らしやすいユニバーサルな環境づくりに通じていくと言えます。

そこで、今回は、自助・共助・公助の強化につながると思う3点について質問いたします。

障害者差別解消法では、事業者が行う合理的配慮の提供は努力義務となっています。しかし、障がいの有無にかかわらず、私たちの日常生活においては一般の事業者とのかかわりがほとんどです。設備などのハード面の改善が必要な場合もありますが、コミュニケーションの方法やちょっとした気遣いなどのソフト面で環境が改善できることもあります。その意味で行政は公としての合理的配慮の提供にとどまらず、法律の趣旨を広く社会に周知し、地域社会が一体となって誰もが過ごしやすいまちを築いていけるように働きかける必要があると思います。

小項目1点目として、民間事業者への啓発について、本市はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、福祉体験の推進について。

私は今年のゴールデンウィークに開催された車椅子ユーザーと一緒にまち歩きをする体験イベントに参加しました。これは「WheeLog！」という団体が主催するまちのバリアフリー情報アプリの更新につながるイベントで、その日、私の班は日比谷公園から歌舞伎座までを往復しました。3人の車椅子ユーザーと一緒に私も車椅子に乗ったり押したりしながら地下鉄を利用したのですが、体験してみてわかるさまざまな課題を知ることができました。特にエレベーターのある場所にたどり着くまでが本当に大変でした。

さて、本市では、障がいのある当事者のことをより理解するための機会としても、社会福祉協議会による福祉体験があります。主に小中学校での体験教室や千葉県災害対策コーディネーター養成講座において、視覚障がい、聴覚障がい、四肢障がいの疑似体験が実施されていますが、私はこの福祉体験について、一人でも多くの子どもたちや市民が体験できるように推進すべきだと考えています。昨年度の実施状況や今後の可能性はどうかお尋ねします。

最後に、小項目3点目、ヘルプカードの活用について。

私は平成28年9月議会でヘルプマークの実物を紹介しながらカードの活用を提案いたしました。ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように、東京都福祉保健局が作成したマークのことです。このヘルプマークやカードの輪は少しずつ広がりを見せ、テレビなどでも紹介されています。

千葉県では昨年の8月にカードの配付が始まりました。その当時、8月の初めに障がい福祉課が、県からヘルプマークの配付決定の連絡が入りましたよとの電話をくださり、カードとチラシが届くとすぐにホームページにも掲載していただきました。しかし、残念ながら最近になってもこのカード

のことを知らない職員もおられます。このカードは利用したい人が携帯することと周りの人がカードの意味を理解した上で、いざというときに活かされることが大切です。私は行政としてもマークの意味を地域社会の多くの人にどんどんPRしていくべきだと考えますが、カードの配付や地域への周知についてどのような状況なのかお聞かせください。

○市長(渡辺芳邦君) 渡辺厚子議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、まず、大綱1、自助・共助・公助の強化を目指しての中項目1、防災・減災の視点で考える強化についてお答えいたします。

初めに、ローリングストック法等、家庭でできる災害対策の啓発でございますが、議員ご質問のとおり、家庭における防災力の強化は、大規模災害時での自助の観点から大変重要なことであると認識しております。市も食料や飲料水等の備蓄に努めておりますが、各家庭で備えるローリングストック法、また、簡易トイレのつくり方、家財道具の飛び出し防止策などは大変有効な方法でございますので、自主防災実務者講習会、出前講座、さらには、広報きさらづやホームページなどを通じ広く啓発してまいります。

次に、市内全域を対象としたシェイクアウト訓練の実施でございますが、災害時に自らの身を守るシェイクアウトについては初動の大変重要な行動であり、誰もがどこでも行えるシェイクアウト訓練は防災意識を高める効果的な訓練の一つであると認識しております。本年度実施予定の市防災訓練においても、シェイクアウト訓練については全市民に訓練に参加していただくよう、広報きさらづやホームページ、安心・安全メールを通じて呼びかけをしてまいります。また、来年度以降の市防災訓練実施の際には、より多くの方々にシェイクアウト訓練へ参加いただけるよう、事業所や自治会などから届け出をしていただき、参加団体を事前に把握し、広く防災意識を高めるようにしてまいります。

次に、災害時要配慮者対策の推進についてでございますが、大規模災害時に特に人的被害を抑えるためには支援の強化が重要だと認識しております。現在の要配慮者の支援体制として、避難行動要支援者名簿を各避難所に備え、福祉避難所については特別養護老人ホーム波岡の家など9施設と協定を締結しております。本年度は特に避難所運営マニュアルと避難行動要支援者が避難するための手助けとなる個別計画の作成を地域組織の協力のもと進めており、年度内の完成を目指しているところでございます。

次に、避難所開設キットの導入でございますが、避難してきた方が避難所開設・運営に速やかに取りかかれる避難所開設キットが各避難所に設置されれば有効であると考えます。今後、開設指示書や必要な筆記用具などをまとめておさめるためのボックスを準備し、作成中の避難所ごとの運営マニュアルなどとともに避難所開設キットとして整備してまいります。

次に、職員参集訓練の実施の導入でございますが、職員参集訓練は、職員が災害時の初動体制の確認や職員個々の防災意識を高めるため、地域主体の防災訓練と同様に重要と考えております。今年度の市防災訓練では、各公民館参集職員の参集訓練を実施する予定でおります。今後はさらに、大規模地震発生を想定した防災訓練実施の際には、全職員が定められた場所への参集訓練を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、中項目2、合理的配慮の視点で考える強化について。

まず、民間事業者への啓発についてでございますが、平成 28 年 4 月に施行されました障害者差別解消法は、障がいを経由とした差別の解消を推進することにより、全ての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としております。また、同法は、障がいがあることを理由にサービス提供の拒否、制限及び条件をつけるといった不当な差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人から社会的障壁を取り除くために何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で合理的な配慮の提供を行うことについて、行政機関等には義務を、民間事業者には努力義務を課しております。

本市における民間事業者への啓発につきましては、平成 29 年度に木更津市地域自立支援協議会から木更津法人会を通じて市内の民間事業者 1,500 社宛てに同法の概要を記載した文書を送付しております。さらに、同法の第 15 条では、国及び地方公共団体は、障がいを経由とする差別の解消について必要な啓発活動を行う旨規定しておりますことから、障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現のため、法の趣旨を理解していただけるよう今後も広く周知・啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、福祉体験の推進についてでございますが、福祉体験の実施状況といたしましては、平成 29 年度は小学校 14 校、中学校 6 校において計 1,662 人が参加して行われました。また、対応したボランティアスタッフは延べ 372 人ございました。福祉体験の実施に当たっては、木更津市社会福祉協議会で作成した福祉体験学習ガイドブックを全小中学校に配付した上で実施希望を伺い、年間スケジュールを立てております。また、対応するボランティアスタッフは、木更津市社会福祉協議会の登録ボランティアと地元の民生委員、児童委員の方々などにご協力をいただき、学校との十分な事前打ち合わせの中で派遣する人数を決めております。今後の可能性につきましては、学校に限らず、他の団体、事業所などからの新たな実施希望にも日程を調整して対応が可能でございます。

次に、ヘルプカードの活用についてでございますが、ヘルプカードは援助を必要としている方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのカードでございます。千葉県が作成したヘルプカードは二つ折りの名刺サイズで、名前、住所、血液型、緊急の連絡先、かかりつけの医療機関及び配慮してほしいことを記入できるようになっております。このカードを庁内の関係窓口及び木更津市社会福祉協議会で配付するとともに、広報紙、ホームページ、デジタルサイネージを活用して情報発信を行っております。ヘルプカードは、援助や配慮を必要としている方が所持し携帯していることだけでなく、周囲でそのカードを見た方が理解していないと意味を持たないため、緊急時や災害時はもちろんのこと、ふだんから思いやりのある行動につながるよう広く周知に努めてまいります。

○7番(渡辺厚子さん) それでは、再質問させていただきます。

初めに、中項目 1 点目の防災・減災の視点から考える強化について、家庭でできる災害対策の啓発ですが、ご答弁でホームページや広報きさらづを活用するというふうにおっしゃっていただきました。家庭でできる対策といっても、先ほどローリングストック法の話はしましたが、家の耐震化のように費用がかかる大がかりな対策もあれば、寝床のそばに避難用の靴を置いておくなどの簡単な対策もあります。また、子育て世代や高齢者などの年代別、あるいは寝ている夜中なのか昼間

なのか、災害が起きたときの時間帯や生活シーンごとに心得ておくべき対策にはさまざまなパターンがあります。つまり、自助を強化するための災害対策の啓発情報は本当にたくさんあるわけです。

そこで、まず、広報きさらづでは、例年、9月の防災の日に合わせて特集ページが設けられておりますけれども、それ以外の月にも定期的に防災について、不定期でもいいですね。年に1回とかではなく、防災についての情報発信をするコーナー、枠を設けるというのはできませんでしょうか。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 家庭でできる防災対策は、ただいま議員からのご紹介がありましたとおり、さまざまなものがございますので、市民の皆様への啓発は、防災意識を高めるためにも大変有効であると考えております。現状の9月号での防災特集号以外にも定期的に情報発信をすることをこれから検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○7番(渡辺厚子さん) ぜひ枠を確保していただきたいと思います。

それであると、ホームページの方ですが、例えば健康推進課が毎月19日が食育の日ということで食育コラムを発信していらっしゃいます。新しい防災情報を定期的にアップしたり、例えばクイズ形式などで防災を身近なこととしてわかりやすく啓発するのもよいと思うんですが、このホームページのこういった案についてはいかがでしょうか。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 啓発についてでございますが、ホームページを活用しての防災意識の高揚は大変有効であると考えております。今年度予定をしておりますホームページのリニューアルに合わせ、わかりやすく身近に感じていただけるような構成になりますよう取り組んでまいります。

○7番(渡辺厚子さん) ホームページのリニューアルについてはいろんな意味で期待をしておりますので、ぜひとも皆さんにとってわかりやすい情報発信をお願いいたします。

次に、シェイクアウト訓練についてなんですが、来月の避難訓練を契機に本格化、定着化が図られていくのかなと期待したいと思います。シェイクアウト訓練はその場の危険から身を守るための最初の行動ということなんですが、その次に、プラスワンアクションというか、プラスアルファの行動、例えば避難所へ向かうのであればブレーカーを下げるであるとか、また、避難用持ち出し袋の中身を確認するといったさまざまなシミュレーションにつながるきっかけとなる訓練なので、回を重ねながら我が家バージョンとか木更津バージョンに進化していけたらなと思っております。質問はいたしません。

次に、災害時要配慮者対策の推進についてお伺いします。

福祉避難所についてですが、9施設と協定を締結しているということで、障がい福祉課に先日確認いたしましたらば、9施設のうち障がい者を受け入れられる施設というのは上総喜望の郷とのぞみワークショップの2施設で、福祉避難所として協定を結べる要件を満たしている施設はそれ以外ないと聞いております。ということは、受け入れできる人数には限界があるわけで、福祉避難所の受け入れがかなわない対象者向けに、各避難所で一般避難者とは別に、大体体育館になるかと

思うんですが、とは別に福祉避難室のようなものを確保するように徹底すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 議員ご指摘のとおり、福祉避難所での受け入れには限界がございます。そのため、現在作成中の避難所ごとの運営マニュアルへ福祉避難室の確保について検討するよう、地域の方々と協議をしております。

○7番(渡辺厚子さん) 避難所によって条件もさまざまだと思いますので、地域の皆様としっかり検討しながらよいエリアを確保していただけたらと思います。

次に、個別計画の作成について伺います。地域の組織の協力のもと進めているということなんですが、この個別計画について、どのような内容でどのように進めているのか、もう少し詳しく教えてください。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 個別計画でございますが、要支援者のうち情報提供等の同意を得られた4,865名の方々について、地域の支援により避難所まで避難をしていただくための計画でございます。この個別計画は、避難所、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団などに備える予定でございます。作成に際しては地域のご協力をいただき、今年度中の作成を目指しているところでございます。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。今年度中の作成というのは人数からして大変なことなんじゃないかなと推察いたします。名簿の作成自体もご苦労があったのかなと思うんですが、この個別計画ができて初めて支援ルートが明確になるわけなので、個別計画の作成によって逃げ遅れを出さないまちなことを期待いたします。

また、次に、避難所開設キットについてなんですが、地域ごとのマニュアル作成と合わせて進めていくということなので、これはぜひとも進めていただきたいと思います。

私の住んでいる大久保の自主防災会では、市の避難所運営マニュアル作成よりも前に独自の波岡中学校避難所運営マニュアルを作成いたしました。自主防災会の会長や役員の皆様の並々ならぬご尽力で開設キットも作成済みです。6月に行った地域の避難訓練では、町会ごとに一時避難場所の大久保公園に集合し、波岡中学校体育館に設置した避難所運営用の備品倉庫へ行き、倉庫の中身や避難所開設キットの確認をいたしました。参加した住民の皆様には会長から、このキットに沿って行動していけば誰でもおおよその運営ができるようになっておりますよとの説明がありました。来月の市の防災訓練では、この開設キットをもとに避難所運営の訓練を行う予定になっております。

次に、職員参集訓練の実施についてお尋ねします。

今年度の市の防災訓練では、各公民館への参集訓練をするというお話だったんですけども、今回の訓練で参集訓練に参加する職員は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 今年度予定しております防災訓練では、公民館への職員参集訓練参加者は80名を予定しております。また、災害対策本部へは47名の参集を予定しているところでございます。

○7番(渡辺厚子さん) 公民館に80名ぐらい、災害対策本部へ47名ぐらいですので、全体の職員からすると一部の方々なのかなというふうに思います。

それでは、全職員が参加する参集訓練の実施というのはいつ頃になる予定でしょうか。

○総務部長・市民部長(土居和幸君) 現状では実施時期、方法等については未定でございます。この訓練は職員の防災意識を高めるためにも大変有効と考えておりますので、来年度の実施を予定しているところでございます。

○7番(渡辺厚子さん) 来年度の予定ということなので、これが実現することを願っております。

職員の皆さん、日常業務がある中で全職員の参集訓練の実施は簡単ではないかもしれませんが、実際に行っている自治体はたくさんあります。防災のことは危機管理課の担当ということではなく、私たち行政に携わる者は、全ての仕事は防災につながるくらいな思いで活動していくことが大切ではないでしょうか。

子どもが生まれたお母さんには、子育て支援のサービスのお知らせのほかに、災害が起きたときに赤ちゃんを避難するための準備にはこんなことが必要ですよとお知らせしたり、また、ひとり暮らしの高齢者には、寝ているときに地震が来るかもしれないから、そばの家具が倒れてこないようにしましょうねなどのアドバイスをすることもできます。私もひとり暮らしの年配の方のお宅にお邪魔したときに、よく大きなたんすの上にガラスのケースに入った博多人形のようなお人形だとかがいっぱい置いてあるお宅がありまして、もうそれは大きな地震が来たら一番最初に凶器になるから、低いところに移動しましょうねというようなお話を何軒もした記憶があります。なので、その人に合わせた形で防災の情報を提供するというのも大事な点と、それはいろんな課の人が携われる分野かなと思っております。

自治体の職員といえども、自らが被災者になることもあります。言うなれば生まれたばかりの赤ちゃんから高齢者まで、どの立場の人であっても、災害多発国日本に住んでいる以上、防災に関係ない人は一人もいません。

例えですけれども、渋谷区では「365日防災のまちSHIBUYA」というテーマのもと、代々木公園で2日間にわたって先日防災フェスを開催したそうです。私たちの木更津市においてもたくさんのイベントがあります。さまざまな行事と合わせて防災意識や危機管理対応能力が向上できるような機会をつくっていくのもよいかもしれません。そして、自分や家族の命と財産を守るために準備と行動ができる市民、みんなのために力を合わせることでできる地域、市民のためにしっかりと働くことのできる職員が一体となって支え合えるまちをつくっていきたいと思っております。

それでは、中項目2点目に移ります。合理的な配慮の視点から考える強化について。

1つは民間事業者への啓発です。民間事業者への啓発について、先ほど平成29年度に1,500社宛てに障害者差別解消法の概要を記載した文書を送ったよとご答弁でしたが、文書を送付した後、事業者側から何か反応はありましたでしょうか。

○福祉部長(宮野照久君) 民間事業者の反応でございますが、日頃障がい者と接する機会がない事業所が多いのか、問い合わせなどはございませんでしたが、障害者差別解消の取り組みにつきましては非常に重要なものであると認識をしておりますことから、引き続きその啓発に努めてまいります。

○7番(渡辺厚子さん) 今のご答弁を聞く限りでは、事業所にその概要を送ったことによって何か新たな取り組みがされたり、または疑問があつて問い合わせがあつたりということがうかがえないご答弁でした。かといって、障がいのある方と接触がないわけでは絶対ないと思っております。

そこで、理解を深める取り組みがまだまだ大事ななということで、次にお聞きしますけれども、先ほど法の趣旨を理解していただけるように広く周知・啓発に努めたいということでした。そうなんですけれども、法の趣旨をまずは理解していただいた上で、各事業所がそれぞれの立場で具体的にどんなことをやればいいのかと、取り組める内容ですね。そういう啓発が必要じゃないかなと思っております。

ここで参考資料として資料1をご提示したいと思います。ご覧いただけますでしょうか。

こちらは8月に会派視察で訪問した兵庫県明石市のパンフレットです。主な障がいの特性ごとに必要と思われる配慮の具体例などが書かれています。全部で12ページありますが、ここで一部紹介したいと思います。

4ページをご覧ください。

聴覚・言語障がいのケースでは、真ん中のあたりにこんなことが不便ですという欄の2番目に、外見ではわかりにくいと、声をかけられても返事ができず、無視されたと誤解されることがありますと書いてあります。また、その下のさらにこんな配慮があれば助かりますという欄の1番目では、情報が入りにくく、周りの状況を知ることが難しいため、緊急時など困っている状況を見かけたら、手話や身振り手振りで話しかけてみるか、筆談などで状況を伝えましょうと書かれています。このように具体的な困り事や配慮のポイントが紹介されている、誰にでもわかりやすい啓発用の冊子あるいは資料があるとよいと思っております。いかがでしょうか。

○福祉部長(宮野照久君) 明石市の資料につきましては、私も拝見をいたしました。とても丁寧でわかりやすいパンフレットであると思っております。本市といたしましても、このような啓発用のパンフレットにつきましては、木更津市自立支援協議会と作成に向けて協議を行ってまいります。

○7番(渡辺厚子さん) ありがとうございます。ぜひわかりやすいすてきなパンフレットができることを期待しております。

明石市についてなんですけれども、明石市は本当にこういう取り組みがすごく進んでいる市でありまして、例えば合理的配慮の提供支援に係る公的助成制度も設けております。パンフの後ろの方にも載っておりますけれども、視察に行ったときに職員の方から具体的な実績等の資料をいただいたので、ちょっと紹介したいと思うんですけれども。

例えば平成28年度で150件の申請があつたそうです。一番多かったのは筆談ボードの購入の助成で112件、また、あと、点字メニューの作成費などで22件があつたということです。そしてまた、この制度を利用した事業者さんにアンケートもしてございまして、そこでこんなことがあつたよとかこう

いうことを聞きたいよという反応もまとめてあります。

紹介したいのは、最後に今後の取り組みということでこれからこういうふうにしていきたいなというふうなことが書かれていたんですけども、法律や条例に基づき事業者も合理的配慮を提供しなければならないという伝え方ではなく、さまざまなお客様がおられる中で障がいのある人にはどのように対応したらよいかといった視点で考えてもらえるよう事業者向けの研修会を開催するなど、障がい者理解の啓発と連動した制度運用を目指しますということで、法律があるからしっかりやりましょうよということではなくて、現場の方がこういうふう工夫をしたらこういうふうにお互いに過ごしやすいねというふうになる、そういうアプローチをしていこうということが書かれておりましたので、ちょっと紹介させていただきました。

それでは、福祉体験の方に移ります。

福祉体験の推進について、小中学校で小学校 14 校、中学校6校で昨年度は実施されたということなんです。そうすると、この社協の福祉体験の実施校というのは約3分の2ということになります。その他の取り組みも含めまして、学校では今どのような福祉体験学習が行われているのか教えてください。

○教育部長(岩埜伸二君) 福祉体験学習を行っている小中学校では、主に総合的な学習の時間の授業の中で福祉、健康に関連した課題を設定し、各学校のテーマや実態に合わせて学習活動を選択しております。その学習の一環といたしまして、車椅子体験や視覚障がい者や高齢者の疑似体験などの活動を社会福祉協議会のご協力により取り入れている学校がございます。そのほかにも、パラアスリートなど外部講師による講演会やパラリンピック競技の体験、老人福祉施設を訪問しての交流やボランティア活動などの体験学習を取り入れている学校もございます。総合的な学習の時間では、このような体験学習を通して学んだことを整理、分析し資料にまとめ、お互いに発表したり聞いたり、考え、理解を深める探究的な学習に取り組んでおります。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) 学校ではそれぞれの学校ごとに特徴があるというのはよいことだと思いますし、福祉を学ぶ方法にはさまざまな取り組みがあるということは理解いたしました。

その上でなんですが、この社協が行っている福祉体験も、できることならば子どもたちが中学校を卒業するまでに一度は体験できたらよいなと私は個人的に考えております。現場で可能な限り体験者を増やしていただければと思って、次に移ります。

それで、この福祉体験の今後の可能性についてなんですが、学校に限らず、他の団体、事業者などの新たな実施希望者にも対応可能だというふうにお話があったんですけども、であれば、事業者や地域の団体へも福祉体験の取り組みをより活用してもらえるようにPRを強化してもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長(宮野照久君) 木更津市社会福祉協議会では、同協議会が行っておりますボランティア派遣、この一環といたしまして、協議会の広報紙やホームページ等を活用してPR活動に努めていくとのごことでございます。本市といたしましても、市の広報紙、ホームページ、デジタルサイネ

ージなどの掲載によりまして支援をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○7番(渡辺厚子さん) それで、この対応してくださるボランティアスタッフなんですが、最初のご答弁で延べ人数のお答えでしたが、現在この福祉体験にかかわる登録ボランティアは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○福祉部長(宮野照久君) 本年9月1日時点で29名でございます。

○7番(渡辺厚子さん) 30名弱ということなので、事業者とかいろんな団体にもっと利用してもらいたいなという思いからしますと、このボランティアスタッフをより多く確保というか、たくさんの人になってもらうといいかなと思っておりますが、この福祉体験ボランティアにはどのような人が登録できるのか、また、研修内容等、少し教えてください。

○福祉部長(宮野照久君) 福祉体験ボランティアは、資格、経験に関係なく、希望すれば登録が可能でございます。木更津市社会福祉協議会におきまして随時受け付けを行っております。なお、登録後は1年ごとにご本人に継続の意向を確認しております。

また、継続に必要な知識を深め技能の向上を図るために、福祉教育支援ボランティア研修会、こちらの方を年1回2日間の日程で実施しております。その内容でございますが、福祉体験の取り組み状況、その意義と心構え、参加者が体験学習に期待すること、高齢者疑似体験セットの内容と使い方、車椅子の構造と使い方、視覚障がい者体験と介助の方法などとなっております。

○7番(渡辺厚子さん) 今説明していただいたような内容でしたらば、今いろんな方がこのボランティアになれるのかなという印象でございます。実際自分が車椅子ユーザーになる場合もあるし、家族がそういうユーザーになるということもあると思いますので、この福祉体験ボランティアの研修を受けて損する人はいないんじゃないかというふうに思いましたので、このボランティアの人材を養成しながら、また、民間事業者の方々へはこの福祉体験を活用していただけて理解を深めていただけるように、市としても積極的に推進して欲しいと思います。

それでは、次に、ヘルプカードの活用についてお伺いします。

現在、庁内の関係窓口及び社協で配付しているというお話ですが、この配付場所について場所を増やすということはできますか。

○福祉部長(宮野照久君) 現在、庁内関係窓口と社会福祉協議会の方に配付をしておりますが、今後、公民館、図書館などへの配付をいたしまして、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

○7番(渡辺厚子さん) 配付場所が増えるということは目にとまりますので、周知が広がるものと考えます。

ここで資料2をご覧いただきたいと思えます。

こちらはカードと一緒に窓口においてあると思うんですが、県からの説明チラシで、実物はA4サ

イズのものでございます。例えばこのチラシをカードの配付場所だけでなく、駅や郵便局、病院、コンビニなど、可能であれば拡大などしてポスターのように掲示してもらえると、より多くの人の目にとまって理解が広がるなど私は思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長(宮野照久君) 駅や病院など多くの方が行き交う場所への掲示につきましては、大変効果があると考えておりますことから、今後検討してまいりたいと存じます。

○7番(渡辺厚子さん) ありがとうございます。今日検討したいと思っておりますと言っていたことは形になっていくものと信じております。極端な話ですが、私個人は木更津市にはヘルプカードを知らない人がいなくなるぐらいまで広めていきたいなと思っております。支え合いもまずは知ることから始まります。

最後になりますが、今回の質問では自助・共助・公助の強化を目指して幾つか提案をさせていただきましたが、6月議会でも触れましたSDGsの理念であります誰一人取り残さない社会の実現と本市が目指す持続可能なまちづくりにつながるものと信じています。そして、私自身の目標であります支え合うまち、誇れるまち「きさらづ」の構築のために、これからもしっかりと精進してまいります。

以上で本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。